

SMBC・ベトナムレポート～税務編

ベトナムの個人所得税

本稿では個人所得税の基本事項である居住者・非居住者の判定基準、税率および申告・納税方法について説明します。

2017年12月31日

I-GLOCAL CO., LTD.ハノイ事務所
米国公認会計士 逆井将也
E-mail: masaya.sakasai@i-glocal.com

一. はじめに

個人所得税は、ベトナムで就労する個人に対して課される税金である。外国人駐在員の個人所得税は、高い給与水準および広範な課税所得により非常に高額となる場合が多いため、外資企業が予算策定等する際には特に注意しなければならない税金といえる。本稿より数回に分けてベトナム個人所得税の基本事項と実務上の留意点を説明していく。本稿では、基本事項となる居住者・非居住者の判定基準、税率および申告・納税方法について説明する。

二. 居住者・非居住者判定基準

ベトナム個人所得税法では、滞在期間に関わらずベトナムで1日でも就労していれば納税の義務があり、ベトナム居住者と非居住者で課税システムが異なる。法令によると、以下のいずれかを満たした場合に居住者となる。

- a. 暦年(1月1日～12月31日)でベトナムに183日以上滞在している。
- b. 初めてベトナムに入国した日から12ヵ月以内でベトナムに183日以上滞在している。
- c. 課税年度内で183以上の賃貸契約を有している(ただし、ベトナム国外の税務局発行の居住者証明書を有する場合は非居住者となる)。

三. 税率

(1) 給与所得に対する税率

ベトナム居住者には下表の通り5～35%の累進税率、非居住者には一律20%の税率が適用される。詳細は次回で説明するが、給与所得には会社負担の家賃や各種手当なども含まれるため、最終的には最高税率が適用されてしまうことが多い。なお、現在累進税率について改正案が提案されており、改正案では7段階の税率を5段階に減らすため、税率15%および25%が廃止される予定である。改正案が可決された場合、2019年1月より発効予定である。

課税所得(月額)	円換算(月額) 200ドン = 1円	税率
～500万ドン	～25,000円	5%
500万～1,000万ドン	25,000円～50,000円	10%
1000万～1,800万ドン	50,000円～90,000円	15%
1,800万～3,200万ドン	90,000円～160,000円	20%
3,200万～5,200万ドン	160,000円～260,000円	25%
5,200万～8,000万ドン	260,000円～400,000円	30%
8,000万ドン～	400,000円～	35%

(2) 給与所得以外の所得に対する税率

給与所得以外の所得に対しては、以下の通り取引ごとに異なる税率が適用される。

種類	税率	
	居住者	非居住者
個人事業所得(年間1億VND超の収入に対して)	0.5%-5%	1%-5%
利息・配当金収入	5%	5%
株式の売却(売却額に対して)	0.1%	0.1%
資本譲渡(譲渡益に対して)	20%	0.1%
不動産の売却(売却額に対して)	2%	2%
ロイヤルティ・フランチャイズ収入(1000万VND超に対して)	5%	5%
賞金・賞品の獲得(1000万VND超に対して)	10%	10%
相続・贈与による収入(1000万VND超に対して)	10%	10%

事業内容によって異なる

四. 申告・納税方法

(1) 給与所得の申告・納税(居住者)

四半期もしくは月次での予定申告・納税となり、四半期の場合は四半期末から30日以内、月次の場合は月末から20日以内に申告・納税が必要である。月次申告・納税は、給与支払元となるベトナム法人の前年売上高が500億VND超かつ納税者の月次個人所得税源泉徴収額が5000万VND以上の場合に適用され、そうでない場合お

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

よび、外国法人からの支払分は四半期申告・納税となる。また、年次確定申告を行う必要があり、通常暦年末から90日以内に申告・納税しなければならないが、初年度のみ課税期間が特殊なため注意しなければならない。初年度の課税期間は以下のいずれかとなる。

- a. 暦年でベトナムに183日以上滞在している場合、初年度課税期間は入国した初日から暦年末までとなる。
- b. 暦年でベトナム滞在日数は183日未満であるが、入国した初日から12ヵ月間でベトナムに183日以上滞在している場合、初年度課税期間は入国した初日から12ヵ月間となり、2年目以降の課税期間は暦年となり、2年目で初年度にすでに納税した部分を清算する。

法令上入国した初日に関して明記されていないが、実務上は法人や駐在員事務所設立以降に初めてベトナムに入国した日あるいは任命状に記載の勤務開始日とする場合が多い。ただし、正式赴任前に何度か出張で訪れている場合は税務調査で出張期間に遡って申告するよう指摘を受けるリスクがある。そのため、駐在員を赴任させる際には上述のことを認識したうえで、赴任計画を立て、いつを入国した初日とするか検討する必要がある。

(2) 給与所得の申告・納税(非居住者)

年次確定申告は不要で、四半期の申告・納税のみとなる。居住者の四半期申告と同様、四半期末から30日以内に申告・納税が必要である。

(3) 給与所得以外の所得の申告・納税(居住者・非居住者)

所得が発生の都度、申告・納税が必要となる。

五. おわりに

上述の通り、ベトナムの個人所得税は居住者・非居住者によって適用されるルールが異なる。特に居住者となった場合、累進税率の適用や年次確定申告が必要となる点にご注意いただきたい。今回は、本稿に引き続き個人所得税の基本事項として、課税対象所得および税額控除について説明していく。

以上

I-GLOCAL CO., LTD. は2003年にベトナム初の日系会計事務所として設立されました。ベトナム国内に4拠点を有し、企業のベトナム進出支援から進出後の会計・税務・人事労務を中心としたコンサルティング業務、監査、M&A支援、撤退に関する相談までワンストップで提供しております。現在の契約社数は700社を超え、幅広い業種のお客様を支援してきた実績により、豊富な事例に基づいた助言を提案できることが強みです。

逆井 将也(さかさい まさや)

I-GLOCAL CO., LTD.ハノイ事務所 米国公認会計士

慶應義塾大学商学部卒業。生命保険会社で顧客対応、経理、内部統制等に関わる経験を経て、I-GLOCALに入社。ハノイ事務所にて企業のベトナム進出支援から進出後の会計・税務・人事労務を中心としたコンサルティングに従事。